

# 公共事業設計労務単価改正に係る実態調査について

1. 調査対象工事数 67件（回答63件、未回答4件）  
 2. 回答結果

(1) 公共工事設計労務単価改定に係る賃金の適用について

適応している	56件 (88.89%)
適応していない	6件 (9.52%)
未回答	1件 (1.59%)

(2) 社会保険の加入状況について

①健康保険

平成25・26年度資格申請当初より加入済み	56件 (88.89%)
適用除外対象（個人事業主であり常用労働者数が4名以下）	7件 (11.11%)

②厚生年金保険

平成25・26年度資格申請当初より加入済み	56件 (88.89%)
適用除外対象（個人事業主であり常用労働者数が4名以下）	7件 (11.11%)

③雇用保険

平成25・26年度資格申請当初より加入済み	60件 (95.24%)
適用除外対象（個人事業主であり常用労働者数が4名以下）	3件 (4.76%)

(3) 法定福利費の確保について

適正に確保している	54件 (85.71%)
他機関を通じ確保している	3件 (4.76%)
未回答	6件 (9.52%)

(4) 下請負人の有無

下請負人がいる	26件 (41.27%)
下請負人がいない	37件 (58.73%)

(5) 下請負人契約の有無

下請負人契約を締結している	53件 (92.98%)
下請負人契約を締結していない	4件 (7.02%)

(6) 公共工事設計労務単価改定に係る賃金の適用について

適用している	52件 (91.23%)
適用していない	1件 (1.75%)
未回答	4件 (7.02%)

(7) 下請負人の社会保険の加入状況の確認について

①健康保険

証明書の写しを提出させ確認した	6件 (11.54%)
証明書等により確認した（写しの提出なし）	33件 (63.46%)
聞き取りにより、適用除外であることを確認した （個人事業主であり常用労働者数が4名以下）	3件 (5.77%)
未加入であり、文書により早期に加入するよう指導した	4件 (7.69%)
未加入であり、口頭により早期に加入するよう指導した	6件 (11.54%)

②厚生年金保険

証明書の写しを提出させ確認した	6件 (11.54%)
証明書等により確認した（写しの提出なし）	33件 (63.46%)
聞き取りにより、適用除外であることを確認した （個人事業主であり常用労働者数が4名以下）	3件 (5.77%)
未加入であり、文書により早期に加入するよう指導した	4件 (7.69%)
未加入であり、口頭により早期に加入するよう指導した	6件 (11.54%)

③雇用保険

証明書の写しを提出させ確認した	6件 (11.54%)
証明書等により確認した（写しの提出なし）	44件 (84.62%)
聞き取りにより、適用除外であることを確認した （個人事業主であり常用労働者数が4名以下）	1件 (1.92%)
未加入であり、口頭により早期に加入するよう指導した	1件 (1.92%)

(3) 下請負人の法定福利費の確保について

適正に確保している	12件 (12.24%)
未回答	86件 (87.76%)

公共工事設計労務単価とは、公共工事の発注に当たり、予定価格を積算するための単価であり、通常年1回、10月に建設技能労働者等約20万人の賃金支払い状況を調査し、設定しているものです。町では、平成25年度の公共工事設計労務単価が対前年度

比+15.1%（全国平均）と、大幅な上昇となり改定され、たことを受け、平成25年度に指名競争入札を実施し、契約を締結した事業を対象に就労環境を調査することとし、結果は次のとおりとなりました。